



賃金等請求権の消滅時効 見直しに向け審議始まる

◆7月1日に検討会報告書公表

厚生労働省の賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会は、7月1日、報告書を公表しました。この報告書は、現在一律2年とされている賃金や年休に関する権利等について、改正民法において短期消滅時効に関する規定が整理されたことを受け、どのように見直すべきか方向性を示したものです。

◆改正民法で消滅時効はどう変わる？

改正民法施行後は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、または②権利を行使することができる時から10年間行使しないときに時効消滅することとなります。

現行の労働基準法115条では、「賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する」と規定されているため、改正民法に合わせた場合、未払い賃金訴訟や年休の繰越し等で企業実務に大きな影響を及ぼすため、改正民法とは別に、検討されてきました。

◆対象により異なる見直し案を提示

報告書は、賃金請求権について、「2年のまま維持する合理性は乏しく、労働者の権利を拡充する方向で一定の見直しが必要」としています。未払い賃金訴訟等で使用者に支払いが命じられる付加金についても、併せて検討することが適当、とされています。

さらに、労働者名簿や賃金台帳等、3年間の保存義務が課される記録の保存についても、併せて検討することが適当、とされています。

なお、年休については賃金と同様の取扱いを行う必要性がないとして、2年を維持する案が示されています。

◆2020年4月から改正される可能性も？

見直しの時期については、改正民法が2020年4月1日から施行されるのを念頭に置いて速やかに労働政策審議会で検討すべきとされており、今秋から議論が始まります。既に経過措置に関する案も2つ示されており、今後の動向が注目されます。

今春から施行された改正労働基準法により労働時間管理の厳格化が求められているところですが、賃金等請求権の消滅時効が改正されれば、万が一未払い賃金が生じたときに重大な影響があるため、自社で適切な管理がなされているかを改めてチェックし、不安な点があれば専門家に相談する必要があるでしょう。

TOPICS

●女性就業者数が3,000万人超に(7/30)

総務省の調査によると、比較可能な1953年以降、女性の就業者数が初めて3,000万人を超えて過去最多を更新したことがわかりました。男女合わせた就業者数は6,747万人で、全体の44.5%を女性就業者が占める結果となり、働き手の人数の男女差は縮まりつつあります。

●就職氷河期世代の就労促進に向け新組織(7/29)

政府は、就職氷河期世代（現在30代半ばから40代半ばの就職活動がバブル崩壊後の不況期にあった世代）の所得向上を目指し、この世代の正社員を「3年間で30万人増」とする数値目標達成に向け、省庁横断の支援推進室を内閣官房に設置することを決めました。就職氷河期世代を雇用した企業に対する助成金の見直し（特定求職者雇用開発助成金の要件緩和）や選考を兼ねた社会人インターンシップの推進、業界団体と連携した職業訓練の強化といった支援を行う方針です。

編集後記

今年の夏も記録的な暑さが続いています。皆様、体調はいかがですか。毎日のように熱中症に関するニュースが流れていますね。重症化となってしまうと命の危険を伴う為、あなどれません。環境省 <http://www.wbgt.env.go.jp/> こちらに熱中症予防サイトがあり、症状のチェックリストや具体的な予防法、毎日の暑さ指数等がありますので、よろしければご覧下さい。さて、熱中症は、風邪などのように一過性のもものと思われがちですが、重い熱中症を患うと、酷いときには後遺症を伴うようです。深部体温が40℃を超えると全身の臓器が重大なダメージを受ける為、小脳の異常、腎機能の低下、手の震え、筋肉のこぼり等のパーキンソン病的な症状その他が現れるそうで、命は助かっても、完治するまでかなりの時間がかかるようです。やはり日頃の予防対策が肝心といえますね。この夏も無事に乗り越えましょう。

Harmony通信 2019.08

#発行：2019年8月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony 司法書士行政書士事務所
Harmony 社会保険労務士事務所
合同会社Harmony



住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>